

第1号議案

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

平成24年分（平成24年1月1日～平成24年12月31日）

事業計画（案）

I. 事業活動方針

我が国においては、少子高齢化が益々進行し、不況の続く中で福祉・医療問題をはじめ、教育、経済問題、社会生活への不安等、大きな懸案を擁する状況にある。

このような現状を踏まえ、個人的な体躯の差に拘らず、手軽に楽しむことができる「安全」「公平」「自由」なスポーツチャンバラを広く普及させ、障害をもつ方を含む全ての人々の間での豊かなコミュニケーションを通じ、広く国民の健全な精神の育成と、健康の増進を図り、併せて前記の国家的課題の解決に寄与していくものとする。

わけでも、次代を担う児童・生徒に添い、併せて生涯スポーツの起点となる年代を考慮しつつ、心身の健全な育成にスポーツチャンバラを通じて貢献する事業を展開していくものとする。

スポーツチャンバラは、学校体育の中においても、「体作り運動」並びに「器具を使つての運動遊び」等の実践学習に大きく寄与するものと思料される。従つて、学校教育を含めて、生涯スポーツの振興に、積極的にスポーツチャンバラの効用を発揮させ、人づくり並びに体づくりに役立つスポーツとして進展させていくこととする。

II. 事業内容

1. スポーツチャンバラの普及及び振興に関する事業

- (1) スポーツチャンバラを体験していない人を対象とする「未経験者指導会」を継続し、スポーツチャンバラの目的及び基本動作等を紹介し、体験を通じて、社会生活上のマナーとスポーツチャンバラの魅力を体得させていくこととしていきたい。

その結果として、各分野に亘るスポーツチャンバラの浸透を促進していきたい。

- (2) 指導者及び初心者の普及に関する行事

平成24年度指導者及び初心者指導会の事業計画については、添付予定表参照のこと。

- (3) 審判講習会

審判講習会を実施して、審判技術の向上を図るものとする。

平成24年度審判講習会の事業計画については、添付予定表参照の

こと。

(4) インストラクター講習会

本年もインストラクター講習会を各都道府県において開催し、指導技術の向上を図るものとする。

特に、本年からは、インストラクター資格の既取得者に対し、この講習会への出席を即して、技術の向上を図るとともに、本協会定款の目的としている事項を再認識させることとする。

平成24年度インストラクター講習会の事業計画については、添付予定表参照のこと。

(5) 全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会助成

社団法人日本スポーツチャンバラ協会として、毎年開催してきた「全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会」は平成17年度に、開催地である静岡市清水区由比「総務省スポーツ拠点づくり推進委員会助成事業」として認定された。今後も開催地の静岡市及び関係各省庁と協力の上、協議の振興と地域再生を進めるため積極的に活動していきたい。

◆第37回全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会

期日：平成24年3月25日

会場：静岡市

主催：静岡市・（公社）日本スポーツチャンバラ協会

主管：全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会in静岡市実行委員会

(6) 第38回全日本スポーツチャンバラ選手権大会開催

国内における最高位の大会として、参加者の意気を鼓舞する役割をもたせるもので本部開催とする。

期日：平成24年7月1日

会場：横浜文化体育館

(7) 第38回世界スポーツチャンバラ選手権大会助成

世界における最高位の大会であり、本部として助成する。

期日：平成24年11月4日

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

(8) 広 報

(1) 会報誌「スポチャン」を年1回発行

(2) 広報誌「スポチャンのあゆみ」を年3回発行

協会の活動内容、各地区での競技会、指導員資格認定者及び昇段昇級者等を広く紹介し、会員の意欲の鼓舞と協会の認識を高めるため、会報誌及び広報誌を発行する。

(3) 協会ホームページの運営により、スポーツチャンバラを広く世界に向けて発信。

(9) 用具検査検定

公平で安全な競技の実施のため、用具の検査検定を行う。

(10) 理事会及び総会

(1) 平成24年 第1回理事会 平成24年2月

(2) 平成24年 第1回総会 平成24年2月

(3) 平成24年 幹事会 平成24年3月

- | | | | |
|------|-------|--------|----------|
| (4) | 平成24年 | 幹事会 | 平成24年3月 |
| (5) | 平成24年 | 幹事会 | 平成24年3月 |
| (6) | 平成24年 | 幹事会 | 平成24年4月 |
| (7) | 平成24年 | 幹事会 | 平成24年6月 |
| (8) | 平成24年 | 幹事会 | 平成24年10月 |
| (9) | 平成24年 | 第2回理事会 | 平成24年12月 |
| (10) | 平成24年 | 第2回総会 | 平成24年12月 |

(11) 各支部の活動

各支部においては、各々活動計画に基づき、競技会等を実施する。